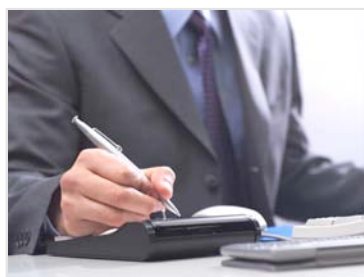


平成20年度 税制改正

Contents

- 1 | 経済活性化・競争力の強化、中小企業・ベンチャー支援
- 2 | 民間が担う公益法人の推進・寄付税制の拡充
- 3 | 金融・証券税制
- 4 | 土地・住宅税制
- 5 | 円滑、適正な納税ための環境整備
- 6 | 地方税制改正について



日新税理士事務所 税理士 桐元久佳

※本稿は中小企業庁・財務省より公表された情報に基づいて、作成しております。

1 | 経済活性化・競争力の強化、中小企業・ベンチャー支援

●改正の概要

研究開発税制について、投資のインセンティブをより高める観点から、試験研究費の総額に係る税額控除（法人税額の20%を限度）に追加して、試験研究費の増加額に係る税額控除と売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除とを選択適用できる制度を創設（当期の法人税額の10%を限度）。
これにより、税額控除限度額は最大で法人税額の30%となる。

●改正前 研究開発税制について（平成18年4月1日以後開始する事業年度分）

平成18年4月1日以後開始する事業年度において適用される研究開発税制は、下記のとおり、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「特別試験研究に係る税額控除制度」及び「中小企業技術基盤強化税制」の3つの制度で構成されていた。

①試験研究費に係る税額控除制度

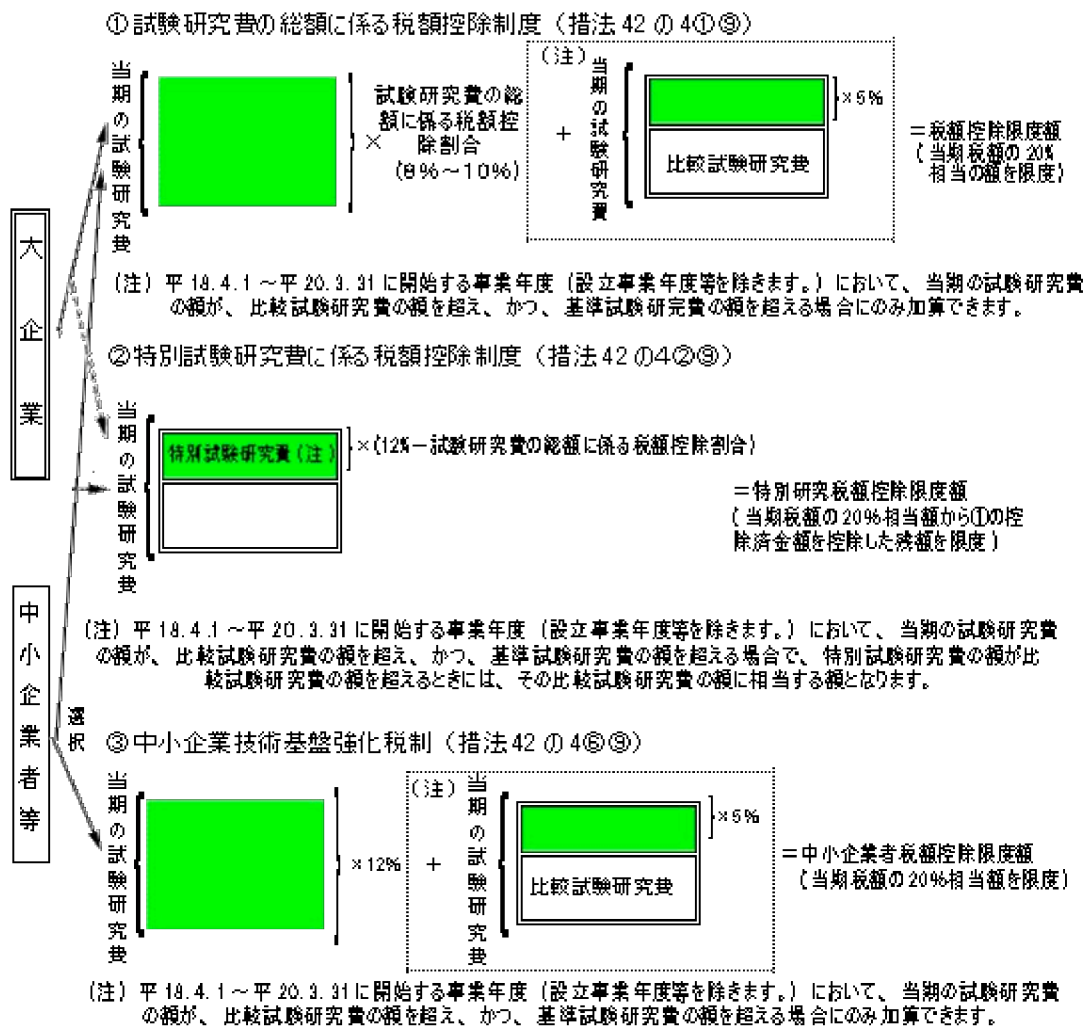
青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。

②特別試験研究に係る税額控除制度

青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、その特別試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。

③中小企業技術基盤強化税制

小企業者等である青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」又は「特別試験研究に係る税額控除制度」との選択適用で、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。



（措法42の4、平18改正法附則102）

●改正後 研究開発税制について（平成20年4月1日以後開始する事業年度分）

- ① 上記取り扱いについて平成22年3月31日までに開始する事業年度まで2年間延長
- ② 下記の税額控除の上乗せ措置が創設された。

$$(\text{当期の試験研究費} - \text{平均売上金額} \times 10\%) \times (\text{試験研究費} - 10\%) \times 0.2$$

情報基盤強化税制の拡充

●改正の概要

情報基盤強化税制について、対象となるソフトウェアの範囲を拡大。また、大企業については対象となる投資額に上限を設ける一方、中小企業の情報基盤への投資を促進するため、中小企業については投資下限額を70万円に引下げ（現行300万円）る等の改正を行い、平成22年3月31日まで2年間延長。

●改正前 情報基盤強化税制について（平成18年4月1日以後開始する事業年度分）

(1) 制度の概要

青色申告法人が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に新品の情報基盤強化設備等を取得し又は製作をして、国内にあるその法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）に、その事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除を認める。

(2) 適用対象資産

【情報基盤強化設備等】

① 基本システム

- ・サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（ISO/IEC）15408に基づき評価及び認証されたものに限る。）
- ・サーバー用の電子計算機（その電子計算機の記憶装置に上記(1)のサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限る。また、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）

② データベース管理ソフトウェア（データベースの生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウェアで、他のソフトウェアに対してその機能を提供するもののうち、ISO/IEC15408に基づき評価及び認証されたものに限る。）又はそのデータベース管理ソフトウェア及びそのデータベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア

③ ①又は②の減価償却資産と同時に設置するファイアウォールソフトウェア又はファイアウォール装置のうち ISO/IEC15408に基づき評価及び認証されたもの

(3) 金額基準

① 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等	300 万円以上
② 資本金の額又は出資金の額が 10 億円以下の法人（①の法人を除きます。）	3,000 万円以上
③ ①②以外の法人	1 億円以上

(4) 償却限度額

特別償却限度額は、その情報基盤強化設備等の基準取得価額（取得価額に 70%を乗じて計算した金額）の 50%。

(5) 税額控除

特別償却の適用に代えて、税額控除の適用を受けることができる。控除額は、基準取得価額（取得価額に 70%を乗じて計算した金額）の 10%相当額（その事業年度の法人税額の 20%相当額を限度）。

(6) 適用要件

特別償却の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を

添付して申告しなければならない。

また、税額控除の適用を受けるためには、控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して申告しなければならない。

(7)他の規定との重複適用の禁止

租税特別措置法上の圧縮記帳、他の特別償却又は他の税額控除の適用を受けた資産については、この制度を重複して適用できない。

●改正後 情報基盤強化税制について（平成20年4月1日以後開始する事業年度分）

(1)金額基準の変更

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等	70万円以上 (改正前は300万円)
②資本金の額又は出資金の額が10億円以下の法人（①の法人を除きます。）	3,000万円以上 (変更なし)
③①②以外の法人	1億円以上 (変更なし) (200億円までの適用の上限設定)

(2)情報基盤強化設備等の拡充

ESB（エンタープライズ・サービス・バス）という技術等を利用した、部署間または関連企業等との間で分断されている情報システムを繋ぐソフトウェアが新たに対象となる見込み。また、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）やSaaS（ソフトウェア・アズ・ア・サービス）というインターネットを通じて、月額や年額制でソフトウェアを利用できるサービスを利用した場合も適用対象になる。

※ 今後、具体的な適用範囲が決まる予定。

(3)期限の延長

平成22年3月31日までに開始する事業年度まで2年間延長。

教育訓練費の税額控除制度の改正

●改正の概要

教育訓練費が増加した場合の特別税額控除の特例について、中小企業の人材育成に資する観点から、対象を中小企業に集中するとともに、中小企業が利用しやすいよう、労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額の一定割合を税額控除できる制度に改組。

●主な改正点

- ①対象法人を全ての青色申告法人から青色申告法人である中小企業者に限定
- ②税額控除額の計算方法変更

●控除額の計算方法

(1)適用要件

当期の労働費用に占める教育訓練費割合が0.15%以上であること。

(2) 税額控除額の計算

$$\text{当期の教育訓練費} \times \text{控除率}$$

※ 控除率 = $8\% + (\text{教育訓練費} / \text{労働費用} - 0.15\%) \times 40$ (12%を限度とする)

※ 労働費用 = 給与 + 法福利費 + 教育訓練費

(3) 教育訓練費の範囲

この制度の対象となる教育訓練費とは、使用人（役員、役員の親族などの特殊の関係にある使用人及び使用人兼務役員は除く。）の職務に必要な技術や知識を習得させるため又は向上させるために支出する費用で、次のような費用をいう。

なお、教育訓練費に充てるために、他の者から支払を受けた金額がある場合には、その金額を控除した残額が対象となる。

- ①その法人が使用人に対して教育、訓練、研修、講習等（以下「教育訓練等」といいます。）を自ら行う場合における講師又は指導者（その法人の役員及び使用人は除きます。）に支払う報酬、その教育訓練等のための施設、設備などの賃借費用など
- ②その法人から委託を受けた他の者が教育訓練等を行う場合にその委託を受けた他の者に支払う費用
- ③その法人が使用人を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合に支払う授業料など
- ④教育訓練等のための教科書などの教材の購入又は製作のための費用

その他中小企業関連税制の主な改正項目

●期限が延長される項目

●事業基盤強化税制	2年延長
●中小企業投資促進税制（30万円未満の少額減価償却資産の損金算入特例）	2年延長
●交際費等の損金不算入制度	2年延長
●欠損金の繰戻還付不適用措置 （中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金の繰戻還付の適用除外の特例）	2年延長
●中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用	廃止（経過措置有）
（資本金1億円超の同族会社に適用される留保金課税制度は、中小企業新事業活動促進法の経営革新計画認定の中小企業等は時限的に不適用とされていたが、適用期限である平成20年3月31日開始事業年度で不適用措置は終了する。 なお、現在適用のある企業については、経営革新計画の計画期間（3年から5年）終了まで不適用措置を適用できる等の経過措置が設けられる見込み。）	

●農林水産業と商工業との連携等を促進

(1)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（仮称）の制定

に伴い、中小企業等基盤強化税制の対象に、同法の認定農商工等連携事業計画（仮称）に従って農商工等連携事業（仮称）を行う中小企業者が取得する同計画に定める機械装置を加える。

- (2) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の対象に、農林水産業の活性化に資する業種を加える。なお、同業種における投資規模要件は、機械装置にあっては、取得価額の最低限度を1台又は1基につき500万円、かつ、計画記載の投資総額の最低限度を4,000万円とし、建物等にあっては、取得価額の最低限度を5,000万円とする。

事業承継税制

相続等により取得した一定の議決権株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予になる「相続税の納税猶予制度」を創設。平成21年度の税制改正項目となり、「事業継続円滑化法（仮称）」施行日（平成20年10月1日を予定）以後の相続等に遡って適用する。

● 期限が延長される項目

中小企業の重要問題のひとつである事業承継を円滑に行うために新たに設けられる制度。事業の後継者がその会社の株式等を相続し一定の要件を満たした場合には、本来、株式等を相続したことにより課税される相続税の一部の納税を猶予することにより、相続における税負担の軽減し、事業承継を円滑に行うことを目的としている。

● 適用要件

事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、会社を経営していること。

● 納税猶予額等

- (1) 相続等より取得した株式等のうち、相続等の結果、その会社の発行済議決権株式の総数の3分の2に達するまでの部分に係る課税価格の80%に対応する相続税額の納税を猶予する。
- (2) 事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡時まで保有していた場合には、猶予税額を免除する。
- (3) 相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等、事業を承継していないと認められる場合には、その時点で、猶予税額の全額を納付する。
- (4) 事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を譲渡した場合には、譲渡割合に応じた猶予税額を納付する。

● 対象となる企業

中小企業基本法に規定する中小企業であること。

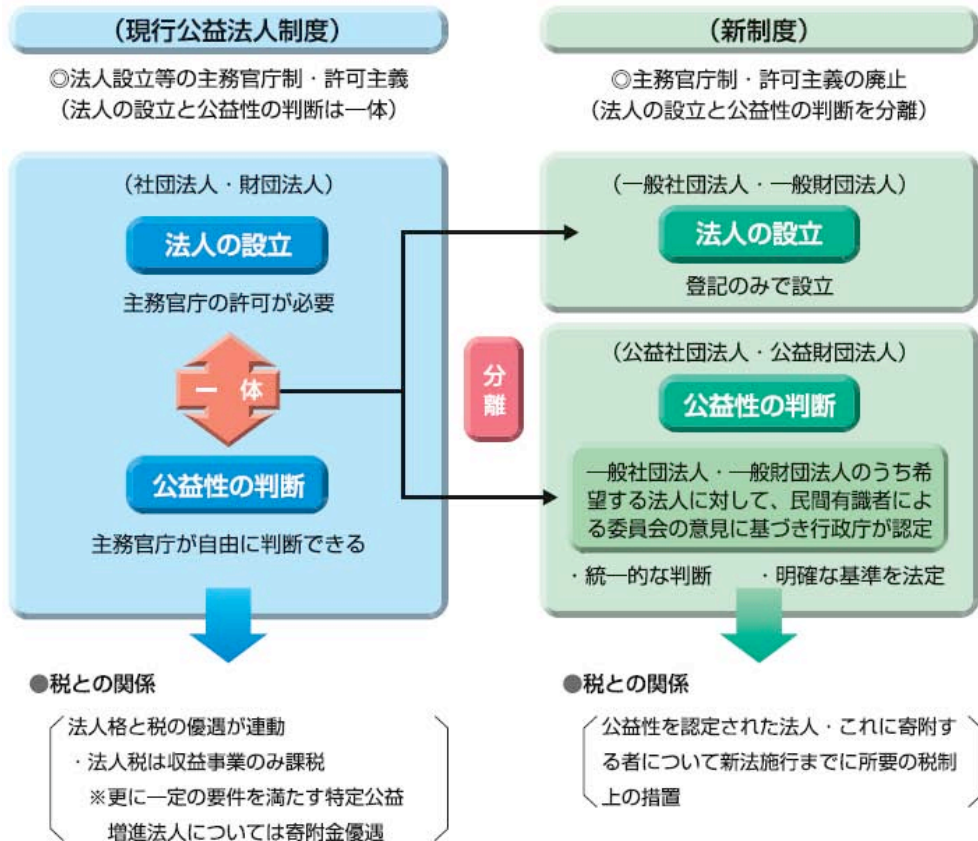
① 製造業、運輸業、建設業その他の業種 下	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は従業員数が300人以下
② 卸売業 下	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は従業員数が100人以下
③ 小売業 下	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下又は従業員数が50人以下

④サービス業
下

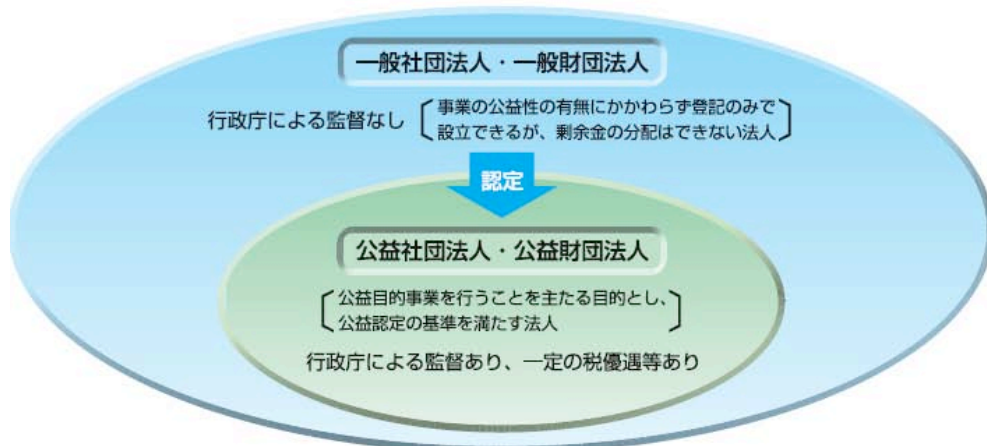
資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下又は従業員数が 100 人以
下

2 | 民間が担う公益法人の推進・寄付税制の拡充

公益法人税制



新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は？



●課税制度改正の内容

【課税所得の範囲】

①公益社団・財団法人

- 公益目的事業から生じる所得を非課税とする。
- 公益目的事業の実施のために使用される収益事業からの繰入れについては、全額の損金算入を容認。

②非営利一般法人

- 収益事業から生じた所得のみ課税する。

③①②以外の法人

- 全所得課税を課税とする

【収益事業課税が認められる「非営利一般法人」の要件】

①非営利性が徹底されている法人（以下の全ての要件を満たす必要がある）

- (イ) 剰余金の分配を行わない旨の定款の定め
- (ロ) 残余財産を国・地方公共団体、公益社団法人・公益財団法人等に帰属させる旨の定款の定め
- (ハ) 理事及びその親族等である理事が、理事総数の3分の1以下
- (ニ) (イ) (ロ) の定款の定めについて違反行為を行ったことがないこと

②共益的活動を目的とする法人（以下の全ての要件を満たす必要がある）

- (イ) 会員の相互支援等会員に共通する利益を図る活動を行うことが主目的
- (ロ) 会費についての定款等の定め
- (ハ) 特定の個人・団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨及び残余財産を特定の個人・団体（国等を除く）に帰属する旨のいずれも定款に定めがない
- (ニ) 理事及びその親族等である理事が、理事総数の3分の1以下
- (ホ) 主たる事業が収益事業でないこと
- (ヘ) 特定の個人・団体に特別の利益を与えないこと

③収益事業範囲の見直し

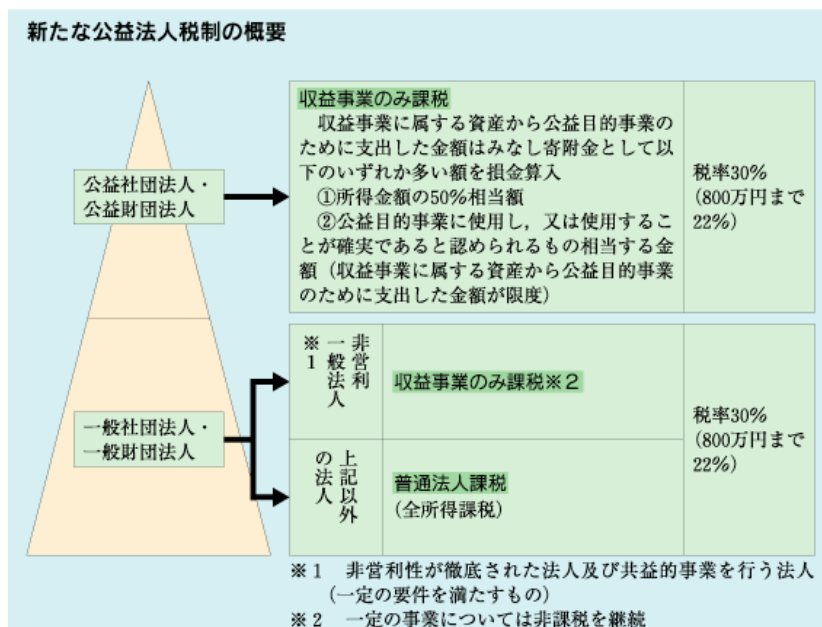
収益事業の範囲について以下の見直しが盛り込まれた。

(除外)

- 一定の要件を満たす国家資格に関する試験事務等を技芸教授業の範囲から除外（例えば理容師、美容師資格に関する試験事務等）

(追加等)

- 労働者派遣業を追加
- 外洋小型船舶の操縦の教習として行う技芸の教授に係る除外措置を廃止



寄付金控除等の改正

●損金算入限度額の引上げ

特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額が、昭和36年以来初めて大幅に拡大。

【特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額】

●改正前 [資本金等の額 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%] × 1/2

●改正後 [資本金等の額 × 0.25% + 所得金額 × 5%] × 1/2

●対象となる特定公益増進法人等の追加

- ① 特定公益増進法人に、公益社団法人・公益財団法人を加えるとともに、特例民法法人についても一定の経過措置を設ける。
- ② 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税特例の対象法人に「公益社団法人・公益財団法人」、「非営利一般法人」を追加する。
(同制度については、一定の事由により非課税承認が取り消された場合や寄附財産を譲渡した場合等の規定の整備も行われる予定となっている。)
- ③ 相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人に公益社団法人・公益財団法人を追加する。
- ④ 認定NPO法人制度について、認定要件を緩和。また、認定の有効期間を5年に延長（現行2年）する等、申請手続の負担を軽減。

3 | 金融・証券税制

上場株式等の譲渡・配当所得の税額軽減の縮小

● 制度の概要

金融所得の一体化に向け、上場株式等の譲渡益・配当に係る7%（住民税とあわせて10%）軽減税率を平成20年末をもって廃止。

（平成21年以降は15%、住民税とあわせて20%。）

その際、円滑に新制度へ移行する観点から、特例措置として、平成21年及び平成22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について7%（住民税とあわせて10%）の税率を適用。

■ 上場株式等の譲渡所得と配当所得の税率

区 分		現 在 (～h20.12.31.)	h. 21. 1. 1～ h.22.12.31	h.23.1.1～
譲渡所得	500万円超	10%	20%	20%
	〃以下の部分	10%	10%	20%
配当所得	100万円超	10%	20%※	20%
	〃以下の部分	10%	10%	20%

※ 現行法上、「平成21年3月31日」が適用期限とされているが3ヶ月前倒しで廃止

● 軽減措置対象外となった場合は確定申告が必要

現行は、源泉徴収特定口座を利用して上場株式等を譲渡した場合や、大口株主以外の者が上場株式等の配当を受けた場合等には、金額に関係なく源泉徴収で納税が完結する申告不要制度が適用されているが、今回の改正では、譲渡・配当金額が一定の額を以下の場合「税率10%」、一定金額を超えた場合「税率20%」と合計金額によって税率が異なるため、申告不要制度の対象を上記の軽減税率が適用されるものに限定する予定。

したがって、年間の上場株式等の譲渡所得の合計が500万円を超えた場合、また配当所得の合計額が100万円を超えた場合には、確定申告をする必要がある。

上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設

●改正の内容

平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、従来の方法に加え、20%（平成 22 年 12 月 31 日までは 100 万円以下の部分の金額については 10%）の申告分離課税を選択できるようになる。

【従来の方法】

- ①源泉徴収により課税関係が終了（大口株主を除く）
- ②総合課税により確定申告

⇒大口株主は総合課税による確定申告しか認められていない

【改正後の方法】

- ①源泉徴収により課税関係が終了（大口株主を除く）
- ②総合課税により確定申告
- ③申告分離課税制度

⇒大口株主は、総合課税を回避することができる

上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得の損益通算

●改正の内容

上場株式等の譲渡所得の損失の金額がある場合、上場株式等の配当所得の金額と損益通算できるようになる。

●対象となる譲渡所得の損失の金額

- ①その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額
- ②その年の前年以前 3 年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）

●通算できる配当所得の金額

上場株式等の配当所得の金額で上記に従い、申告分離課税を選択したものに限定される。

●適用時期

平成 21 年分以後の所得税から適用。

4 | 土地・住宅税制

住宅の省エネ改修促進税制を創設

●改正の概要

居住者が自己の居住の用に供する家屋について省エネ改修工事を含む増改築工事を行った場合に、その工事費用に充てるために借り入れた住宅ローンを有するときは、その住宅ローン残高（1,000万円を限度）の一定割合を5年間にわたり所得税額から控除する制度を創設する。なお、適用期限は平成20年4月1日から平成20年12月31日までに居住の用に供した分とする。

●控除率

- | | |
|--|---|
| ①特定の省エネ改修工事に係る工事費用（200万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高 | … |
| 2% | |
| ②①以外の住宅借入金等の年末残高 | … |
| 1% | |

[注1]上記の「一定の省エネ改修工事」とは、①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事で、次の要件を満たすものをいう。

- ・改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること
- ・改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から段階相当以上上がると認められる工事内容であること
- ・その工事費用の合計額が30万円を超えるものであること

[注2]上記の「一定の省エネ改修工事」とは、（注1）に定める工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のものをいう。

[注3]上記の「一定の要件」について、以下のとおりとする。

- ・住宅借入金等について、償還期間5年以上の一定の住宅借入金等を適用対象とする。
- ・本税制の適用については、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書を要するものとする。
- ・その他現行の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様の要件とする。
- ・その工事費用の合計額が30万円を超えるものであること

土地の売買等にかかる登録免許税の特例措置等

●改正の概要

- ①土地の売買等にかかる登録免許税の特例措置について、適用期限を平成23年3月31日まで延長し、税率については下記のように段階的に引き上げる。
- ②新築の長期耐用住宅（「200年住宅」）に係る登録免許税の軽減制度を創設。
 - ・所有権の保存登記：1/1000（本則4/1000）

・所有権の移転登記 : 1/1000 (本則 20/1000)

項 目	現行	改正案		
	～h.20.3.31	h.20.4.1～	h.21.4.1～	h.22.4.1～
土地の売買による 所有権の移転登記 (本則 $\frac{20}{1,000}$)	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{15}{1,000}$
土地の所有権の 信託の登記 ($\frac{4}{1,000}$)	$\frac{2}{1,000}$	$\frac{2}{1,000}$	$\frac{2.5}{1,000}$	$\frac{3}{1,000}$

5 | 円滑・適正な納税のための環境整備

円滑・適正な納税のための環境整備

●事前照会に対する文書回答手続きの改善

納税者利便の向上を図るため、将来行う予定の取引を事前照会の範囲へ追加する等、事前照会に対する文書回答手続きを改善する。平成20年4月1日以後の手続きは下記のとおり変更。

- ① 将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提示が可能なものを対象に追加
- ② 照会者名などの照会者を特定する情報は原則非公開
- ③ 相当の理由がある場合に、回答の公表を延期できる期間を現行の120日以内から180日以内とする
- ④ 回答については、原則3ヶ月以内の極力早期に行うよう努める

●電子申告関係

(1) 電子申告において、添付を省略できる書類の範囲を拡大。

平成20年1月4日に所得税の確定申告書の提出を電子申告する際に添付省略できる第三者作成書類について、寄附金控除や雑損控除等の証明書を追加し対象範囲を広げる。

- ① 給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
- ② 雑損控除、寄附金控除、勤労学生控除の証明書等
- ③ 個人の外国税額控除に係る証明書
- ④ 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用2年目以降のもの）
- ⑤ バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書（同）※平成21年1月以降
- ⑥ 政党等寄附金特別控除の証明書

(2) 平成21年9月から電子納税で自動引き落とし

新たな電子納付手段として、あらかじめ税務署に金融機関の口座番号等を届け出た場合は自動的に引き落とす電子納税制度を平成21年9月1日から創設する。

(3) 書面の納税証明書が送付可能

平成20年1月4日以降は、国税の納税証明書の書面交付について一定の方法で交付手

数料と送料を電子納付すれば、納税証明書の送付を求めることができるなど利便性を高める措置を講じている。

● F X取引関係の整備

課税の適正化を図る観点から、外国為替証拠金取引（FX取引）等に関する資料情報制度を整備。

- ①店頭で取引される場合であっても、取引所で取引される場合と同様の支払調書制度を整備する
- ②先物取引に関する調書の提出は、差金等決済があった日の翌月末日までに取引ごとの情報を提出する方法と、差金等決済のあった日の属する年の翌年の1月31日までに年間の取引の情報を提出する方法とを選択できることとする

6 | 地方税制改正について

法人事業税の改正

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税の税率を改正する。

■普通法人の所得割の標準税率

所得金額	資本金1億円超の普通法人		資本金1億円以下の普通法人	
	現行	改正後	現行	改正後
年400万円以下	3.8%	1.5%	5%	2.7%
年400万円超800万円以下	5.5%	2.2%	7.3%	4%
年800万円超及び清算所得	7.2%	2.9%	9.6%	5.3%

■特別法人の所得割の標準税率

所得金額	現行	改正後
年400万円以下	5%	2.7%
年400万円超800万円以下	6.6%	3.6%
年800万円超及び清算所得	7.9%	7.9%

■電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入割の標準税率

現行 1.3%	改正後 0.7%
---------	----------

地方法人特別税の創設

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対し、法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額）を課税標準として課す。

■税率

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%
所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%
収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%

地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税を創設し、平成21年度から譲与する。

①地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与

②譲与基準は、人口(1/2)及び従業者数(1/2)

(注)今回の改正による減収額が、財源超過額の1/2を超える場合、減収額の1/2を限度として、当該超える額を譲与額に加算する。

③地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与

個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充

●条例による対象先の追加と控除方法の変更

(1)制度の概要

現行の対象寄附金に、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附金。国、政党等に対する寄附金は除く。）のうちから地方公共団体が条例により指定した寄附金を追加する。

(2)寄附金控除の方法の変更

【所得控除方式から税額控除方式への変更】

●現行 (所得の25%限度) - 10万円

●改正後 { 寄附金の合計額 (所得の30%限度) - 5千円 } × 10%

●ふるさと納税制度

(1)制度の概要

「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しを行う。

(2)寄附金控除の方法の変更

一地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額(5千円)を超える部分については、上記寄附金控除額に加え、一定の金額を控除する。

【控除額の計算】

(地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × (90% - 所得税の限界税率 0~40%)

※ 個人住民税所得割の額の1割を限度

道路特定財源

●自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の延長

(1) 制度の概要

道路特定財源については、平成20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。なお、道路の中期計画の見直しを踏まえ、道路整備の状況等を勘案し、必要に応じ、所要の検討を加えることとする。

(2) 暫定税率

【所得控除方式から税額控除方式への変更】

	(本則税率)		(暫定税率)
● 自動車取得税の税率	取得価額の3%	⇒	取得価額の5%
● 軽油引取税の税率	15.0円/ℓ	⇒	32.1円/ℓ

環境税制

●自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の延長

(1) 制度の概要

自動車税について、環境負荷の小さい自動車の税負担を軽減し、環境負荷の大きい自動車を重課する「自動車税のグリーン化」について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、2年延長する。また、自動車取得税の低燃費車特例について、同様の見直しを行った上で、2年延長する。

■平成17年排出ガス基準75%低減達成車

平成22年度燃費基準+15%達成車	自動車税	税率を概ね25%軽減
	自動車取得税	取得価額から15万円控除
平成22年度燃費基準+25%達成車	自動車税	税率を概ね50%軽減
	自動車取得税	取得価額から30万円控除

[注1]平成20・21年度の新車新規登録車を対象に登録の翌年度の自動車税を1年間軽減。

[注2]自動車税の重課対象は、従前と同様(新車新規登録から11年超のディーゼル車等について、概ね10%重課)。

[注3]メタノール自動車については、自動車税の軽減対象から除外。

[注4]天然ガス自動車については、一定の排出ガス要件を満たすもののみ自動車税の軽減対象。

(2) クリーンディーゼル乗用車に係る自動車取得税の特例措置の創設

平成21年排出ガス規制に適合するディーゼル乗用車に係る税率の軽減措置を創設する(平成20年4月1日から平成21年9月30日までは1%軽減、平成21年10月1日から平成22年3月31日までは0.5%軽減)。

住宅税制

●省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設

住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額する(120㎡分までに限る。)

(1)対象となる工事

下記のうちで、改修工事によりそれぞれの部位が省エネ基準に新たに適合することとなるもののうち、費用が30万円以上のもの

- ①窓の改修工事 ②①と併せて行う床の断熱工事 ③天井の断熱工事 ④壁の断熱工事

●長期耐用住宅（200年住宅）に係る特例措置の創設

長期にわたり利用できる質の高い住宅の建設を促進するため、新築された長期耐用住宅(仮称)について、固定資産税及び不動産取得税の特例措置を創設する。

(1)長期耐用住宅とは

耐久性、安全性等の住宅性能が一定の基準を満たすものとして、行政庁の認定を受けて建設される住宅。

(2)各種税金の減額

- ①固定資産税－新築から5年度分(中高層耐火住宅は7年度分)について税額から1/2を減額
②不動産取得税－課税標準から1,300万円を控除

※ これらの特例措置は、現行の新築住宅特例に代えて適用する。

●新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長

新築住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、税額から1/2を減額する措置の適用期限を2年延長する。

その他

●個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入

公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する(平成21年10月支給分から実施)。

●並行在来線の鉄道施設に係る固定資産税の特別措置の拡充

整備新幹線の開業に伴い JR から分離された並行在来線に係る譲受資産について、固定資産税の課税標準を2分の1とする特例の適用期間を、最初の10年度分から、最初の20年度分に拡充する。